

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当支給の制限
根拠法及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 20 条、21 条、第 26 条の 5
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課
処 分 基 準	関係条項	・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「政令」という。)第 7 条、第 8 条
	基 準	次の条件への該当により処分を行うもの。 (1)前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（政令第 7 条に定めるところによる。）を超えること。 (2)受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額(政令第 8 条に定めるところによる。)以上であること。
	参考事項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		